

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年4月21日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 監 査 の 種 類   | 平成25年度 定期監査   |   |
| 監 査 実 施 期 間 | 平成25年7月1日～8月9日  |   |
| 結 果 区 分     | 指摘事項（是正・改善事項）   |   |
| 課・係名等       | 指摘の内容   | 措置の内容等  |
| 農水商工課       | <p><b>補助金交付事務の適正化について</b></p> <p>鳥羽市生活改善グループ協議会事業補助金において、補助金等交付申請書の収支予算書では補助対象でない視察研修費が実績報告書の収支決算書では補助対象となっており、補助対象経費が不明瞭なものとなっていた。交付申請時に視察研修費を補助対象経費に含めるのを失念していたとのことであるが、鳥羽市補助金等交付規則に基づき審査を徹底されたい。</p> | <p>鳥羽市補助金等交付規則に基づき、必要な事項を修正するとともに、審査を徹底するように努めました。</p>  |
| 建設課         | <p><b>決裁規定の遵守について</b></p> <p>各工事の部分下請負通知書を確認したところ、工事請負契約金額にかかわらず、すべて課長までの決裁となっていた。鳥羽市決裁規程に則り、適正な事務処理に改められたい。</p>  | <p>鳥羽市決裁規程を遵守し、工事請負契約金額に応じた事務処理を行うように改めました。</p>   |
| 健康福祉課       | <p><b>補助金交付事務の適正化について</b></p> <p>鳥羽市母子寡婦福祉事業補助金の実績報告書類を確認したところ、金額の記載誤りがあり、補助金交付申請書類と整合性が取れない書類となっていた。実績報告時において、精査確認をし、指導を徹底されたい。また、収支差引残高も昨年度より大幅に増加していることから、補助金が必要な事情を的確に把握されたい。</p>                   | <p>今回の指摘事項を受け、鳥羽市母子寡婦福祉と担当者において指摘内容の再確認を行い補助金の必要性について協議しました。</p> <p>今後は、年度途中においても収支状況の把握に努めていきます。</p> |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 健康福祉課 | <p><b>契約条項の遵守について</b></p> <p>地域包括ケア体制構築業務委託において、契約書に定める業務工程表、業務体制表、作業計画書等が提出されていなかった。また、地域活動支援センター事業委託において、契約書に定める事業実施計画書及び収支予算書が提出されていなかった。契約書に基づき履行されるよう徹底されたい。</p> | <p>地域包括ケア体制構築業務の委託先に対し、当初提出されていなかった業務工程表、業務体制表、作業計画書等の提出を求めました。</p> <p>また、地域活動支援センター事業の委託先に対し、事業実施計画書及び収支予算書の提出を求めました。今後は、契約書に従い、業務の履行状況の確認を徹底します。</p> |
|       | <p><b>設計書の積算について</b></p> <p>日中一時支援事業委託において、変更設計書を確認したところ、一部誤りが見受けられ、整合性のない設計書となっていた。今後このようなことがないように、チェック体制を見直し、再発防止策を講じられたい。</p>                                      | <p>変更設計書を再度確認したところ、1箇所積算金額の計上に記載誤りがあり、合計と内訳について整合がありませんでした。この箇所を訂正した結果、合計金額に変更は生じず、整合のあるものになりました。</p> <p>今後は、このようなことがないように設計・検算の徹底を周知します。</p>          |
|       | <p><b>設計書の作成について</b></p> <p>高齢者運動教室事業業務委託及び家族介護教室事業業務委託において、施行伺を確認したところ、予定価格の根拠となる設計書が見当たらなかった。適正な事務処理を徹底されたい。</p>  | <p>施行伺等の書類を整理し、今後このようなことがないように徹底しました。</p>  |
| 定期船課  | <p><b>契約条項の遵守について</b></p> <p>各修繕工事において、監督員選任通知書が見当たらなかった。契約書に基づき履行されるよう徹底されたい。</p>  | <p>指摘以降、適切に作成して決裁後、修繕受注事業所へ通知するよう改めました。</p>  |

| 監査の種類  | 平成25年度 定期監査   |  |
|--------|---|--|
| 監査実施期間 | 平成25年7月1日～8月9日  |  |
| 結果区分   | 所見(検討事項)  |  |
| 課・係名等  | 指摘の内容   | 措置の内容等   |
| 農水商工課  | <p><b>浦村農村婦人の家使用料について</b></p> <p>浦村農村婦人の家の設置及び管理に関する条例施行規則によると、婦人の家使用許可書を申請者に交付する旨規定されているが、交付されておらず、申請書に「上記のとおり浦村農村婦人の家の使用を許可します。」との押印のみで許可したこととみなしており、規則に則った運用がされていなかった。また、24年度から使用料の減免を見直していたが、その判断基準が不明瞭なものとなっていた。使用料の減免については判断の根拠となる条文を明確にするとともに、様式の見直しを検討されたい。</p> | <p>浦村農村婦人の家の設置及び管理に関する条例及び施行規則に基づき、使用申請書等、規定の様式の使用や使用料金の明記等により適正な施設管理を徹底した。</p> <p>また、使用料の減免の際は、起案・許可書へ根拠となる条文を示し、根拠等の明確化に努めた。</p> |
| 税務課    | <p><b>非課税台帳の整備について</b></p> <p>国有資産等所在市町村交付金において、本来市町村交付金の対象とすべき固定資産をこれまで一部対象としておらず、未払いが生じているとの理由で、地方自治法に基づき過去5年分が収入されていた。非課税の固定資産について、現状把握が不十分であることから、非課税台帳の整備を検討されたい。</p>  | <p>市町村交付金の対象となる固定資産の現状把握を行うために、非課税台帳の整備を行いました。</p>   |